

# 気象警報発令時等における桜井市立中央公民館の対応について

気象警報（大雨・洪水・大雪・暴風など）が桜井市に発令された場合、桜井市立公民館の設置及び管理に関する条例第5条第2項に基づき、以下のとおり対応します。

## 1. 対応の基準について

※貸館時間

「午前」：午前9時～午前12時 「午後」：午後1時～午後5時

「昼間」：午前9時～午後5時 「夜間」：午後6時～午後9時

警 報	対 応
午前7時の時点で 気象警報が発令中の場合	・「午前」の貸館 → 臨時休館 ・「昼間」の貸館 → 午後の貸館に変更可
午前11時の時点で 気象警報が発令中の場合	・「午後」の貸館 → 臨時休館
午後4時の時点で 気象警報が発令中の場合	・「夜間」の貸館 → 臨時休館

この表に関わらず、災害対策本部が中央公民館に指定緊急避難場所または指定避難所の設置を決定した時は、臨時休館します。

## 2. 貸館使用中の対応について

中央公民館職員が気象警報の発令状況をお知らせしますので、職員の指示に従ってください。  
また、災害対策本部が中央公民館に指定緊急避難場所または指定避難所の設置を決定した場合は、臨時休館します。

## 3. その他

上記の内容に関わらず、桜井市において地震などの大きな災害が発生した時、または発生するおそれがある時は、予告なく臨時休館する場合があります。

これらの対応に限らず、気象情報等による不安が少しでもある場合は、使用者みなさまで中止や延期のご判断をいただき、安全に配慮していただきますようご協力お願いいたします。